

2021年4月23日

学生の皆さんへ

理事・副学長（教育・国際担当）

緊急事態宣言発令（2021年4月23日）等に伴う授業の実施について

今年度の授業については、感染症対策を十分に講じながら対面授業で実施することを原則とし、その上でなお感染症拡大防止の観点から、遠隔授業でも十分な教育効果が見込まれる科目等は遠隔授業で実施しております。

しかしながら、ご承知のとおり、本日4月23日に東京都に政府から緊急事態宣言が発令されたことを受けまして、本学としては、学生やそのご家族、また教職員の安全確保のためにも、この期間の授業につきましては、原則遠隔授業で実施することとします。

ただし、遠隔授業では実施できない授業や資格等の取得に必要な授業で、かつこの期間中に実施しなければならない授業については、対面での授業を実施しますので、注意してください。

なお、授業の実施方法等の変更については、当該授業の受講者に各担当教員から連絡がありますので、学務システム（LiveCampus）上で登録されているメールアドレス等への連絡には特に注意してください。

さらに、大学構内への入構制限に関しまして、9月修了予定の大学院生等や生物の飼育などのために真にやむを得ない理由で入構する者は除外することで実施する予定ですが、詳細は別途連絡いたします。大学正門における入構者チェックでは混雑することがあります。間隔をあけて列に並ぶとともに、時間の余裕をもって登校するように心がけてください。

また、今後の新型コロナウイルス感染症の拡大の状況等によっては、更なる措置を講じる可能性があることを申し添えます。

皆さんの安全と学習機会の確保を両立させるとともに、新型コロナウイルス感染症の1日も早い終息で皆さんの望む大学生活を取り戻すために、今回の措置への理解と協力をお願いします。